

羽村市心身障害者福祉手当条例施行規則

羽村市心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和48年規則第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、羽村市心身障害者福祉手当条例（昭和48年条例第33号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 条例第3条第1項に規定する規則で定める理由により申請を行わなかった者は、次の各号に掲げる者とする。

- （1） 65歳に達する日の前日において第6条に規定する施設（以下この条において「施設」という。）に入所していた者で、65歳に達した日以後に施設を退所し、施設に入所していない者
- （2） 65歳に達する日の前日において条例第3条第2項第1号の規定に該当していた者で、65歳に達した日以後に同号に該当していない者
- （3） 65歳に達する日の前日において羽村市の区域外に住所を有していた者で、65歳に達した日以後に羽村市の区域内の住所を有している者
- （4） 前3号に掲げる者のほか、65歳に達する日の前日においてやむを得ない理由により申請を行わなかったと市長が認めるもの

（所得の額）

第3条 条例第3条第2項第1号に規定する規則で定める額は、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の数に応じて、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

扶養親族等の数	金額
0人	3,604千円
1人以上	3,604千円に扶養親族等1人につき38万円（所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族にあつては1人につき48万円、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）にあつては1人につき63万円）を加算して得た額

(所得の範囲)

第4条 条例第3条第2項第1号に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が法第1条第2項の規定によって課する法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(所得の額の計算方法)

第5条 条例第3条第2項第1号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第5項において準用する同条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する短期譲渡所得の金額並びに法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の合計額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 前項に規定する市町村民税につき、法第314条の2第1項第1号から第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 前項に規定する市町村民税につき、法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者（条例別表支給対象の欄に規定する者の所得の場合にあっては、その者を除く。）1人につき、27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合は、40万円）

(3) 前項に規定する市町村民税につき、法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円（当該寡婦が法第314条の2第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）

(4) 前項に規定する市町村民税につき、法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

(施設)

第6条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）をいう。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設であって、国若しくは地方公共団体又は社会福祉法人の設置する施設
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設
- (4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する福祉施設
- (5) 前各号に掲げるもののほか、援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設であって市長が定めるもの
(受給資格の認定の申請)

第7条 条例第5条第1項の規定による申請は、心身障害者福祉手当認定申請書（様式第1号）に申請者に係る次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 条例別表の区分に規定する程度の障害を有する者であることを証明する書類
- (2) 申請の月に属する年に他の区市町村から転入した場合にあつては、前年の所得（1月から7月までに行う申請については、前前年の所得）の状況を証する書類
(認定及び却下の通知)

第8条 市長は、申請を受理したときは、条例第3条に定める支給要件に該当しているか否かを調査し、受給資格があると認めたときは、心身障害者福祉手当認定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知する。

- 2 市長は、前項の調査の結果受給資格がないと認めたときは、心身障害者福祉手当非該当通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知する。
(支給方法の特例)

第9条 条例第8条ただし書に規定する特別の事情とは、受給資格を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 受給資格が消滅したとき。
- (2) 支払期日が経過した後において支払うとき。
- (3) 災害、疾病等、市長が特に必要と認める理由があるとき。
(受給資格消滅の通知)

第10条 市長は、受給者が条例第3条第1項に規定する支給要件に該当しなくなったとき又は同条第2項に該当したときは、心身障害者福祉手当受給資格消滅通知書（様式第4号）により、当該受給者であった者に通知する。

（未支払手当）

第11条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）で、未支払の手当があるときは、その手当はその者の同居する親族に支払う。

（手当の返還請求）

第12条 条例第10条に規定する手当の返還の請求は、心身障害者福祉手当返還請求書（様式第5号）により、手当を返還すべき者に通知して行う。

（届出）

第13条 条例第9条第2項に規定する届出は、心身障害者福祉手当受給者異動届（様式第6号）により行わなければならない。氏名等の認定申請の内容が変更になったときも、また同様とする。

（現況届）

第14条 受給者は、毎年6月1日から7月31日までの間に、心身障害者福祉手当受給者現況届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその届出を要しないと認めるときはこの限りでない。

（公簿等の確認）

第15条 市長は、この規則の規定により申請書又は届出書に添えなければならない書類により証明すべき理由を、公簿によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（台帳登載）

第16条 市長は、心身障害者福祉手当受給者台帳を備え、第8条第1項の規定により心身障害者福祉手当認定通知書を交付した者をこれに登載する。

2 市長は、前項の台帳の備付けを電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。